

# 監 査 報 告

学校法人 マツイ学園

理 事 会 様

評 議 員 会 様

私たち学校法人マツイ学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び寄付行為第7条第2項の定めに基づき、令和5年度事業（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の事業監査を実施しました。  
その結果につき下記の通り報告致します。

## 1 監査方法


監事は、理事等から事業報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、計算書類等の監査を実施いたしました。

## 2 監査の結果

- (1) 計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄付行為に従い法人の資金・消費収支の状況及び財産を正しく示していると認めます。
- (2) 理事の業務の執行状況は、法人の掲げる理念に基づき効率的な運営に努められ、又不正の行為がなく、かつ、法令及び寄付行為に違反する事柄は認められません。

令和6年 5月 23 日

学校法人 マツイ学園

監事 下村 裕 

監事 中山 正道 